

児童手当の手続きのご案内

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903

引越しに伴う手続き

住所変更の届出とは別に、児童手当の手続きが必要となりますので、忘れずにお手続きください。

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給となります。ただし、住所の異動日が月末に近い場合は、異動日の翌日から15日以内に手続きすることで、異動日の翌月分から受給できます。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、手続きはお早めに！

転出(下野市外への引越し)

受給者の方が転出すると、下野市から支給される手当は終了となります。引き続き手当を受給するためには、転出先の市区町村での手続きが必要となります。

転居(下野市内での引越し)

住所変更届を提出してください。

受給者と児童が別居する場合は、別居監護申立の手続きが別途必要です。

転入(下野市内への引越し)

他の市区町村から下野市へ転入する場合には、認定請求手続きが必要です。手続きをしないと手当は支給されません。

■手続きに必要なもの

すべての方が必要なもの

- 請求者の健康保険証
 - 請求者本人名義の預金通帳
 - 保護者のマイナンバー確認書類★
 - 窓口で手続きをする方の本人確認書類☆
- ※次に該当する場合は、下記の書類が追加で必要です。



請求者本人以外の方が窓口で手続きをする場合

- 委任状(法定代理人の場合は戸籍謄本)

児童と別居している場合

- 児童のマイナンバー確認書類★

★マイナンバー確認書類 マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票のどれかひとつ
☆本人確認書類

1点で足りるもの

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど、顔写真つきの公的証明書

2点必要となるもの

健康保険証、年金手帳、年金証書、印鑑登録証明書、母子手帳、児童扶養手当証書など

公務員になったとき・公務員でなくなったとき

公務員の方は、勤務先から手当が支給されます。勤務先が変わり、公務員になったときや公務員でなくなったときは、お住まいの市区町村と勤務先の両方で手続きが必要です。

※手続きが遅れ、市区町村と勤務先の両方から手当の支給を受けた場合には、手当を返還していただくことになりますのでご注意ください。

水道の使用開始・中止手続きはお早めに

引越しなどにより水道の使用を開始または中止する場合は、3日前(土日・祝日などの閉庁日を除く)までにお知らせください。

3月から5月にかけては開栓・閉栓の申し込みが増えるため、早めのご連絡にご協力をお願いします。

■連絡方法

- 市ホームページの「上下水道開始・中止届」または「しもつけオンラインサービス」から申請
- 電話で連絡

■問い合わせ先

水道課 ☎(32)8911



しもつけ
オンライン
サービス

下水道の使用人数などに 変更あればご連絡ください

下水道に接続されていて井戸水(地下水)を使用している場合、使用人数によって下水道使用料が変わります。また、上水道と井戸水を併用している場合、上水道の使用量によって下水道使用料が変わります。

次のときは、必ず下水道課までご連絡ください。

■連絡が必要なとき

- 使用人数に変更があった
- 井戸水の使用をやめた
- 井戸水の使用を始めた

■問い合わせ先

下水道課 ☎(32)8912

